

教育ローン（カード型）

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1. 商品名	教育ローン（カード型）
2. 商品の概要	<p>在学期間中（カードローンご利用期間中）は、ローンカードにより入学金、授業料等の必要な費用を極度額の範囲内で反復ご利用いただき、カードローンご利用期間終了後は証書貸付に切り替えて元利息のご返済を行っていただく商品です。</p> <p>カードローンご利用期間終了後は新たな借入はできません。</p> <p>また、カードローンご利用期間は、在学期間の最終月の定例約定日を限度として、お客様に設定していただけます。</p>
3. ご利用いただける方	<p>長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員（組合員）、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満18歳以上満65歳未満で、最終ご返済時年齢が満76歳未満の方 ※ 満18歳以上の未成年者は、親権者の同意が必要です。 ・勤続年数が原則1年以上の方 ※ 労働組合等会員の新入組合員（新卒者以外を含む）の方は特例があります。 ・ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年の税込年収が150万円以上の方 ・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方 ※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります
4. ご融資期間	<p>カードローンご利用期間、元利息ご返済期間を合わせて20年以内</p> <p>※ カードローンご利用期間は7年以内かつ在学期間の範囲となります。</p>
5. 契約の更新	<p>カードローンご利用期間中は1年毎にご契約期間を更新いたします。</p> <p>ご契約期間は当初のご契約日の1年後応当日の前日までとし、以降、1年毎の自動更新とします（更新審査あり）。</p> <p>なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。</p>
6. ご融資金額	10万円以上1,000万円以内（10万円単位）
7. お使いみち	<p>ご本人もしくは2親等以内の親族のための次の範囲の教育関連資金全般にご利用いただけます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園から大学院・専門学校・予備校納付金（受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等） (2) 塾・講座・通信教育納付金（入会金、受講料など） (3) 付随する教育資金（教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等） (4) 他金融機関からの教育ローンの借換費用 ※ 資金使途が借換費用のみのご利用はできません (5) ビジネススキル向上のための資金（資格専門学校納付金等。趣味に属する内容は除きます）

8. ご利用方法	<p>【ローンカード】</p> <p>ローンカードを使用して、労金ATM、提携金融機関やコンビニ等のATM、CDを利用してお借入になれます。</p> <p>【ろうきんダイレクト】</p> <p>インターネットバンキング等の「ろうきんダイレクト」の機能を使用して、資金移動（カードローン口座から労金普通預金口座への入金等）によりご利用いただけます。</p> <p>※ ろうきんダイレクトをご利用する場合は別途利用契約が必要となります。</p>
9. ご融資金利	<p>(1) カードローンご利用期間中 / 変動金利</p> <p>※ 貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年4回（改定日：2月1日、5月1日、8月1日、11月1日）当金庫が定める労金無担保貸出基準金利を基準に見直しを行う変動金利型となります。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定日に残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。 ・改定日に残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。 <p>(2) 元利金返済期間中 / 変動金利</p> <p>※ 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動する変動金利型となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・返済額は金利変更の都度、見直します。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。
10. 保証料	<p>・金利に含まれています。</p>
11. ご返済方法	<p>(1) カードローンご利用期間中</p> <p>毎月の定例返済日にお利息のみご指定の返済用口座（労金普通預金口座）から引き落としさせていただきます。</p> <p>利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。</p> <p>(2) 元利金返済期間中</p> <p>毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（労金普通預金口座）から引き落としさせていただきます。</p> <p>また、お借入金額の50%を上限として、年2回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。</p>

12. 初回ご返済日	<p>カードローン初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。</p> <p>【例 1】定例返済日が毎月 25 日で初回のご利用日が 7 月 20 日の場合は 8 月 25 日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回返済日 : 7/25 … 定例返済はありません ・次々回返済日 : 8/25 … 初回返済日（お利息のみ清算） <p>【例 2】定例返済日が毎月 25 日で初回のご利用日が 7 月 30 日の場合は 9 月 25 日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回返済日 : 8/25 … 定例返済はありません ・次々回返済日 : 9/25 … 初回返済日（お利息のみ清算） <p>【例 3】貸越発生日の次回返済日が長野県労働金庫の休日の場合、初回返済日が貸越発生日の翌月となる場合があります。</p> <p>定例返済日が非営業日で初回のご利用日が定例返済日以降、翌営業日前日までの場合は翌月が初回返済日となります（翌営業日の定例返済日が次回返済日となり、翌月の定例返済日が次々回返済日となります）。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(例)</p> </div>
13. 随時の返済 / 繰上返済	<p>(1) カードローンご利用期間中 毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。</p> <p>(2) 元利金返済期間中 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。</p> <p>随時の返済・繰上返済とも、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額が返済用口座から引落しとなります。</p>
14. 担保	不要です
15. 連帯保証人	不要です
16. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・申込事務手数料は無料です ・随時返済、全額返済も手数料無料でご利用いただけます
17. 自動機における 1 日あたりのご利用限度額	<p>A T M等の自動機におけるカードローンの 1 日のご利用限度額は、50 万円以内です。なお、お客様にお手続きいただくことで、ご利用額は上限 100 万円までの範囲で変更可能です。</p> <p>1 日のご利用限度額を超えた金額のご利用を希望される場合は、ろうきん窓口で手続をお願いいたします。</p>

18. 教育機関に在籍しなくなった場合	<p>本教育ローンの対象となっている教育機関を退学等により在籍しなくなった場合は、取扱店までお知らせください。ご利用いただいている残高を確定のうえ、元利金返済に移行させていただきます（以降の新たなお借入はできなくなります）。</p>
19. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・お問合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください フリーダイヤル 0120-1919-48 受付時間 平日：午前9時～午後5時 土・日曜日：午前10時～午後5時 （祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く)</p> <p>・ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】 0120-606-150 受付時間 平日：午前9時～午後5時</p> <p>・苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ<https://www.nagano-rokin.co.jp/>をご覧ください。</p>
20. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

＜カードローンご利用期間中の定例返済額について＞

カードローンご利用期間中の定例返済は利息のみの返済となるため、ご利用残高に応じて定例返済額が変動します。また、定例返済額が確定する時期は定例返済日前日であるため、事前に返済予定表等でお知らせすることもできませんので、カードローンご利用期間中の返済額につきましてはお客様において管理いただくことになります。

カードローンご利用期間中の利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。

毎月のご返済額を把握するうえでの目安となりますが、次のとおり、残高別・適用利率別・借入日数別の返済額表をお示しますので、毎月の返済額を把握するうえでの参考としてください。

なお、元利金返済時には、事前に返済予定表にて定例返済額をご案内いたします。

「残高別・適用利率別・お借入日数別の返済額表」

(返済額の単位：円)

お借入残高	お借入 日数	適用利率（年利）							
		1%	1.5%	2%	2.3%	2.8%	3%	3.5%	4%
100万円	30日	821	1,232	1,643	1,890	2,301	2,465	2,876	3,287
	60日	1,643	2,465	3,287	3,780	4,602	4,931	5,753	6,575
200万円	30日	1,643	2,465	3,287	3,780	4,602	4,931	5,753	6,575
	60日	3,287	4,931	6,575	7,561	9,205	9,863	11,506	13,150
300万円	30日	2,465	3,698	4,931	5,671	6,904	7,397	8,630	9,863
	60日	4,931	7,397	9,863	11,342	13,808	14,794	17,260	19,726
400万円	30日	3,287	4,931	6,575	7,561	9,205	9,863	11,506	13,150
	60日	6,575	9,863	13,150	15,123	18,410	19,726	23,013	26,301
500万円	30日	4,109	6,164	8,219	9,452	11,506	12,328	14,383	16,438
	60日	8,219	12,328	16,438	18,904	23,013	24,657	28,767	32,876
600万円	30日	4,931	7,397	9,863	11,342	13,808	14,794	17,260	19,726
	60日	9,863	14,794	19,726	22,684	27,616	29,589	34,520	39,452
700万円	30日	5,753	8,630	11,506	13,232	16,109	17,260	20,136	23,013
	60日	11,506	17,260	23,013	26,465	32,219	34,520	40,273	46,027
800万円	30日	6,575	9,863	13,150	15,123	18,410	19,726	23,013	26,301
	60日	13,150	19,726	26,301	30,246	36,821	39,452	46,027	52,602
900万円	30日	7,397	11,095	14,794	17,013	20,712	22,191	25,890	29,589
	60日	14,794	22,191	29,589	34,027	41,424	44,383	51,780	59,178
1,000万円	30日	8,219	12,328	16,438	18,904	23,013	24,657	28,767	32,876
	60日	16,438	24,657	32,876	37,808	46,027	49,315	57,534	65,753

【例】借入残高300万円、利率2.3%で30日間経過した場合の利息額は、300万円×2.3%×30日÷365日で算出した5,671円（円未満切捨て）となります。